（十六）軍用に設計した対レーザー防護の装置（目又はセンサーを保護するものを含む。）

二十二　鍛造品、鋳造品その他の半製品であって、第一号から第五号まで、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）、第十四号、第十六号若しくは前号（への（十六）を除く。）に掲げるもののために特に設計し、又は第十六号に掲げる運動エネルギー兵器若しくはその発射体若しくは前号（への（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置のために特に設計したもの（その用途が組成、形状又は機能によって判別できるものに限る。）

二十三　極低温冷却装置若しくは超電導電気機器であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品

イ　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した装置であって、運行中に操作が可能であり、かつ、零下一七〇度未満の温度を生み出し又は維持することのできるもの（携帯装置であって、非金属若しくは非電導性の物質（プラスチック及びエポキシ樹脂を含む。）により製造された附属品若しくは部分品を取り付けた、又は使用するものを含む。）

ロ　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した超電導電気機器であって、運行中に操作が可能であるもの（直流混成型単極発電機であって、超電導巻線（当該超電導巻線が当該発電機の唯一の超電導部品である場合に限る。）によって作られる磁場で回転する単極通常金属製の電機子を有するものを除く。）

二十四　次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した部分品

イ　軍用の閉鎖回路若しくは半閉鎖回路式自給式潜水用具であって、非磁性になるよう特に設計したもの

ロ　開放回路式自給式潜水用具を軍用に変換するために特に設計した部分品

ハ　自給式潜水用具とともに使用する軍用品

二十五　軍用に設計した土木機械（戦闘区域で用いるために特に設計した施設部隊用装置を含む。）

二十六　ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この号において同じ。）若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（ロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。）

イ　軍用に設計したもの

ロ　引火点が五六六度を超える圧力油を使用することができるように設計したもの

ハ　電磁パルスによる影響を防止するように設計したもの

ニ　水中用のロボットであって、次のいずれかに該当するもの

（一）外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離又は触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御するもの

（二）構造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いたものであって、二五〇ニュートン以上の力又は二五〇ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの

二十七　軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機又はコンテナ

二十八　軍用に設計した橋又は浮橋

二十九　軍用に設計した燃料電池（本条において他に掲げるものを除く。）

三十　第三号（タを除く。）、第四号、第五号、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）若しくは第十四号に掲げるものの開発のために特に設計し、若しくは第十六号に掲げる運動エネルギー兵器及びその